

令和6年度「肢体不自由児激励事業」実施要項

1 目的

肢体不自由児の生活に意欲と活力を助長することを目的に、各種イベント等の事業に助成を行い、その活性化を図り、肢体不自由児の福祉の増進を目指す。

2 助成対象者

新潟県内で活動する保護者団体

3 助成対象事業

新潟県内で活動し、下記①、②のいずれにも該当するもののうち、保護団体からの申請に基づき、予算の範囲内で助成をする。(複数の日程に分けての開催も可能)

①肢体不自由児の療育・訓練及び就学の意欲を助長することを目的としている事業やレクリエーション活動等

②他からの助成や委託等を受けていない事業

※原則として18歳未満の肢体不自由児が対象

※飲食を主目的とした事業は対象外となります。

なお、申請後本協会において選考の上、交付を決定する。

【令和5年度に助成対象となった事業】

コンサート及び音楽鑑賞会、秋祭り「ハロウィンパーティー」、PTA レクリエーション、地域の緑化活動、クリスマス会等

4 助成額 1団体あたり5万円以内（10団体程度）

5 交付方法

交付決定後、現金書留または団体名義の口座が開設されている場合は振込にて送金する。

なお、イベント開催のチラシ等に、本協会から助成金を受けた事業であることが参加者に伝わるように明記すること。

また、交付決定前に行われた事業は、助成の対象外となる。

6 申請方法及び提出期限

別紙の所定の欄に記入押印の上、令和6年7月31日（水）必着にて本協会宛に提出する。（必要記載事項が全て記入押印されていれば独自の様式で提出可。また、本協会ホームページから様式のダウンロード可）

※7月31日より前に事業を行いたい場合は、本協会までお問い合わせください。

7 事業実施報告書の提出

助成を受けた保護者団体は、事業が完了した後、交付決定時に送付する所定の様式の報告書を提出すること。

○提出するもの

- ・ 所定の報告書様式に記名押印したもの
- ・ 事業にかかった経費の領収書（コピー可）
- ・ 事業を行っている写真
- ・ イベント開催のチラシ等

8 その他

- ・事業実施報告書が提出されない場合や、助成対象事業以外の目的に使用したと認められる場合は、助成金の一部または全額を返還して頂くことがある。
- ・助成金の上限5万円を上回った分については、差額は申請者の負担とする。
- ・交付決定後の金額の増加は認められない。
- ・交付決定額より支出が少なく、助成金が余った場合は、差額を返金して頂く。(差額返金分の振込手数料は、申請者が負担すること)
- ・レクリエーションで使用する消耗品は助成の対象となるが、レクリエーション以外で長期で使用する備品は対象外となる。
- ・今後の本協会事業を検討するため、事前に連絡の上、本協会が事業を視察させていただく場合がある。
- ・本協会の各種事業報告や、本協会のホームページに写真の掲載が可能な団体は、事業報告書提出時、写真データの提供をお願いします。
(お顔が判別出来る写真は掲載いたしません。イベントに参加している後ろ姿などの写真を御提供頂けると幸いです)
- ・参加される方々に当協会の小冊子の配布の御協力をお願いします。

申請及びお問い合わせ先

〒 950-8570

新潟市中央区新光町 4-1

新潟県福祉保健部障害福祉課内

公益財団法人新潟県肢体不自由児協会

(担当：馬場)

TEL： 025-284-0130

FAX： 025-250-0117

E-mail： sinsikyou@r3.dion.ne.jp

HP : <https://www.shinshikyo.org/>